平成２４年（フ）第４７１３号
大阪市西成区花園北１丁目７番14―202号
債務者　關　　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１５号
大阪府八尾市南本町６丁目２番24号　八尾コーポラス231号、前住所大阪府八尾市光南町１丁目６番25―302号
債務者　池本　文博
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６号
千葉県松戸市小金原４丁目16番地の１　雇用促進住宅栗ケ沢宿舎２棟201号
債務者　松浦　　淳
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７１号
千葉県柏市藤心２丁目１番20号　テラスウィステリア１号
債務者　西村　明美（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７５号
千葉県柏市松葉町５丁目１番地１　６棟405号
債務者　古賀　光昭
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８号
石川県七尾市和倉町ヨ部50番地１　レジデンス美和207号
債務者　前田　行雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５０号
石川県七尾市矢田町２号70番地１、従前の住所石川県七尾市郡町２部17番地４　レジデンスナナオ201号
債務者　水口　陽明
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５１号
石川県七尾市矢田町２号70番地１、従前の住所石川県七尾市郡町２部17番地４　レジデンスナナオ201号
債務者　水口　文子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市大成町１丁目２番６号、住民票上の住所北海道苫小牧市大成町１丁目２番７号
債務者　中公　竹彦
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市緑町１丁目５番12号　アヴニール102号
債務者　山本ひとみ（旧姓木高・江川）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番６―405号
債務者　金丸　初雄
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市明野新町２丁目13番15号　プレセランストレイユ202
債務者　高橋　高志
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５９８号
仙台市宮城野区福田町３丁目７番５号　２Ｆ
債務者　伊藤はるみ
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目81番地　平口コーポＡ―103
債務者　鈴木　光子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８９号
茨城県日立市滑川町２丁目８番32号
債務者　佐々木善平
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４６号
茨城県古河市大山340番地１
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３６号
石川県輪島市門前町赤神１の49番地
債務者　七海　朋夫
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
金沢地方裁判所輪島支部